

高梁市

家庭用防犯カメラ設置費補助金

匿名・流動型犯罪グループ（略称：トクリュウ）や闇バイト等による地域における犯罪及び住宅等への侵入盗を未然に防止するため、自らの居住する住宅等に家庭用防犯カメラを設置する方を対象に補助事業を実施します。

◆補助対象者（①ア・イのいずれか及び②③を満たす世帯主）

- ①ア 高梁市に住所があり、高梁市の住宅（事務所・店舗等の用途を兼ねる場合を含む）に居住している人
- イ 戸建て住宅を賃借し、所有者または管理者から同意を得ている人
- ② 申請者本人及び同一世帯員の全員が市税を滞納していない人
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しない人、または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない人

◆補助対象の防犯カメラ（①～⑥をすべてを満たすもの）

- ① 居住する住宅や同一敷地内にある建造物の侵入口または侵入経路を映しているもの
- ② 撮影した画像及び映像を記録する機能を備えたもの。
※ただし、追尾機能を有しているものは除く。
- ③ 撮影範囲に自己の所有しない住宅等が撮影される場合、その所有者の同意が得られていること。
- ④ 本人または同一世帯に属する者が同一の補助対象経費に対して補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 防犯カメラ設置を明示する表示板を設置していること。
- ⑥ 市内の事業所から購入または市内の事業所により設置されたものであること。

◆補助金対象経費（ア～ウのいずれかを満たすもの）

- ア 機器の購入にかかる費用
- イ 機器の設置工事にかかる費用
- ウ 機器の購入及び設置工事にかかる費用

◆補助金額

補助率：家庭用防犯カメラの設置に要する費用の
1/2以内の額（1,000円未満切り捨て）

上限額：80,000円

※1世帯につき、1申請限りとします。



補助金の申請から交付までの流れ

①申請書と添付書類を協働定住課へ提出 ★事前に申請が必要です

◎添付書類

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③設置する家庭用防犯カメラの概要がわかる書類（カタログ等）
- ④補助対象経費が分かる見積書の写し
- ⑤家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真及び撮影する範囲を明示した見取図
- ⑥家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）
- ⑦家庭用防犯カメラ設置にかかる住宅所有者の同意書及び所有証明書（様式第3号）
※⑦は自己の所有しない住宅へ設置する場合のみ必要

②市から交付決定通知書が届いたら、防犯カメラを発注し設置する

③実績報告書と添付書類及び請求書を協働定住課へ提出する

◎添付書類

- ①事業実績書 ②収支精算書
- ③家庭用防犯カメラの設置に係る経費を証する書類（領収書など）
- ④設置した家庭用防犯カメラと表示板の現況写真
- ⑤設置した家庭用防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

④実績報告書と添付書類をR8.2月末までに協働定住課へ提出する

⑤市から補助金交付確定通知書が申請者のもとへ送付される

★お問い合わせ先

高梁市役所市民生活部 協働定住課 市民協働係
T e l : 0 8 6 6 - 2 1 - 0 2 5 4（直通）